

一般廃棄物の最終処分場及びごみ処理施設設置者の皆様へ 本特例措置を積極的にご活用ください。

公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る 課税標準の特例措置（固定資産税）

特例制度の概要

本制度の利用により以下の廃棄物処理施設に係る
固定資産税の課税標準価格が変わります。

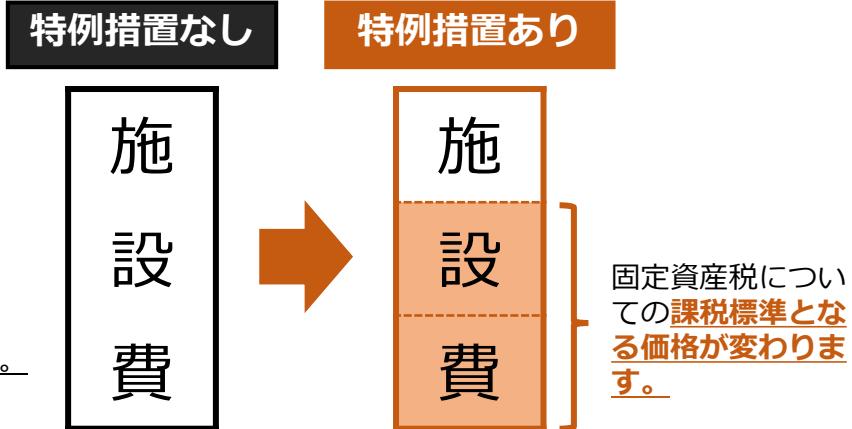
ごみ処理施設

1／2

一般廃棄物の最終処分場

2／3

※措置期間中に取得された設備に係る固定資産税が対象となります。



	対象となる設備
ごみ処理施設	焼却装置、溶融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置（溶融装置に附属するものに限る。）、集じん装置その他の附属設備
一般廃棄物の最終処分場	擁壁、えん堤、コンクリート槽、遮水工、集排水設備、浸出液処理設備及び搬入管理設備

※別途要件あり